

ジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準等の検討の論点（案）

1. 検討すべき論点について

平成 26 年の特許法等の一部改正により、意匠法において、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を我が国の意匠登録出願として受け入れるための改正がなされた。

当該改正により、現行の国内出願とは異なる手続形式による国際出願を取り扱うこととなるが、これらジュネーブ改正協定に基づく国際出願について適正な意匠審査を遂行する上で必要となる事項について、意匠審査基準等で明確にする必要がある。

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を我が国の意匠登録出願として適切に審査するためには、以下に掲げる各論点について整理、検討すべきと考えられる。

2. 論点一覧

I. 改訂意匠審査基準の構成

論点 1 意匠審査基準におけるジュネーブ改正協定対応項目の位置づけ

II. 国際意匠登録出願

論点 2 我が国の意匠登録出願とみなされた国際出願（国際意匠登録出願）の審査における適用法

[国際意匠登録出願に係る意匠の認定]

論点 3 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係

論点 4 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

[意匠登録の要件等]

論点 5 国際意匠登録出願の場合における、意匠が具体的なものであるか否かの判断

論点 6 意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用判断における、国際意匠登録出願の出願日と同日に公知になった意匠等の扱い

論点 7 意匠法第 3 条の 2 の適用判断における、国際意匠登録出願の出願日と同日に公開された先願の意匠の扱い

論点 8 国際意匠登録出願の場合における、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための手続

論点 9 国際登録時に一意匠とされた意匠に基づく国際意匠登録出願に、意匠法第 7 条に基づき複数の意匠が含まれていると判断される場合の扱い

論点 10 国際意匠登録出願が、意匠法施行規則で定める物品の区分によりされていないと判断される場合の扱い

[個別の意匠登録出願（部分意匠等）]

- 論点 1 1 「保護を求めないもの」が表されている国際意匠登録出願の扱い
- 論点 1 2 国際意匠登録出願における、部分意匠の意匠登録出願であること、及び、意匠登録を受けようとする部分の認定
- 論点 1 3 「保護を求めないもの」が意匠に係る物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうか不明確な場合の扱い
- 論点 1 4 図面中で「保護を求めないもの」として表された、意匠に係る物品に対して付加的な要素を表す破線等を削除する補正の扱い
- 論点 1 5 意匠法第 8 条の適用判断における、英語で記載された「意匠に係る物品」の扱い

[その他の事項]

- 論点 1 6 国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載についての補正がこれらの要旨を変更するものであるか否かの判断
- 論点 1 7 国際意匠登録出願の場合における、パリ条約による優先権等を主張するための手続
- 論点 1 8 国際意匠登録出願の場合における、我が国の国内出願を基礎とした優先権の主張の効果

Ⅲ. 国内出願の審査に関する審査基準

- 論点 1 9 国際公表された意匠の扱い
- 論点 2 0 他の出願が国際意匠登録出願である場合の、意匠法第 3 条の 2 の規定の適用における先後の判断
- 論点 2 1 他の出願が国際意匠登録出願である場合の、意匠法第 9 条の規定の適用における先後の判断
- 論点 2 2 国際意匠登録出願に係る意匠について、その元となる国際登録の放棄若しくは限定がなされた場合又は国際登録の更新がなされなかった場合における、意匠法第 9 条の適用判断
- 論点 2 3 関連意匠の後日出願と国際公表との関係
- 論点 2 4 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を基礎とする優先権の主張の効果

Ⅳ. 審査の進め方

- 論点 2 5 ジュネーブ改正協定第 12 条(2)に規定する国際登録の効果の拒絶を通報すべき場合
- 論点 2 6 拒絶の通報に記載すべき、拒絶の根拠となる理由の範囲

以上